倉庫業とは?

- <u>寄託を受けた物品を倉庫において保管</u>する事業です。原料から製品、冷凍・冷蔵品 や危険物に至るまで、国民生活・経済活動に欠かせない多種多様な物品を大量かつ 安全に保管する役割を担っています。
- 物流を構成する諸活動(輸配送、保管、荷役、包装、流通加工)の中で、倉庫業は 生産者と消費者を結ぶ中核的な役割を担っています。近年では、「物を保管・荷役 する」機能にとどまらず、輸送の手配や流通加工、取引代行や料金収受など、幅広 いサービスを展開する倉庫事業者が増えてきています。
- <u>他人の貴重な物品を預かる</u>という営業倉庫の特性から、倉庫業を営むにあたっては <u>倉庫業法に基づく登録を受ける必要</u>があります。登録を受けるためには、保管する 物品に応じた倉庫施設の基準をクリアした倉庫であること、倉庫ごとに一定の要件 を備えた倉庫管理主任者を選任すること等が必要となります。

営業倉庫の適切な運営の確保 ~社会を支える基盤として~

- 保管の依頼を受けた物品を大切に保管するために、倉庫業法においては、建物の構造設備を規制する一般法である建築基準法、消防法等の基準に加えた施設設備基準、管理体制等を満たすことを求めています。この倉庫業法に基づき事業を営む者を営業倉庫といいます。
- 倉庫業法は、倉庫施設の火災や風水害、盗難により寄託物が滅失する事案を防止するために、 昭和31年に制定されました。 以後、時代の変化に伴う見直しを行いながら、

以後、時代の変化に伴う見直しを行いながら、 現在に至っています。 <倉庫の火災発生件数>

暦年	倉庫	うち営業倉庫
2014	530	4
2015	502	2
2016	443	2

(消防白書より抜粋)